

東北横断自動車道酒田線における交通取締り等に関する
警察官の職権行使についての協定

宮城県公安委員会及び山形県公安委員会は、警察法（昭和29年法律第162号）第66条第2項及び警察法施行令（昭和29年政令第151号）第7条の3の規定に基づき、東北横断自動車道酒田線における宮城県警察及び山形県警察（以下「協定県警察」という。）の警察官の交通取締り等に関する職権行使について、次のとおり協定する。

平成13年8月9日

宮城県公安委員会

委員長

早川二郎



山形県公安委員会

委員長

金登谷誠



（職権行使の区域）

第1条 協定県警察の警察官は、東北横断自動車道酒田線における交通の円滑と危険の防止を図るため、両県の境界から当該道路上50キロメートルまでの区域（以下「協定区域」という。）において交通取締り等の職権行使することができる。

（交通法令違反事件の処理方法）

第2条 協定区域における交通法令違反事件（交通事故に係るものを除く。）の送致は、当該事件を捜査した警察官の所属する県警察が行うものとする。

（交通事故事件の処理方法）

第3条 協定区域における交通事故事件の送致は、当該事件の発生地を管轄する県警察が行うものとする。

（細目的事項の委任）

第4条 この協定の実施について必要な細目的事項は、協定県警察の警察本部長が別に協定するものとする。

附則

この協定は、平成13年8月9日から実施する。